

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u>については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>